

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表

【平成21年度】

さいたま赤十字病院

物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
電子内視鏡システム	1	さいたま赤十字病院 用度課 さいたま市中央区上落 合8-3-33	平成21年4月1日	株式会社イワケン 埼玉営業所 さいたま市南区白幡4- 1-19	36,015,000円	当該メーカーの代理店と他ディーラーとの価格差が激しく競争が発生しない状況の為、随意契約とした。	
X線血管撮影装置保守	1	さいたま赤十字病院 用度課 さいたま市中央区上落 合8-3-33	平成21年10月27日	東芝メディカルシステムズ株式会社 さいたま市北区土呂町 1-45-10	26,006,400円	契約業者が製造した既存プログラムがありシステムの共有、互換性を得るため契約の性質又は目的が競争を許さないことから随意契約とする。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	4年間総額
デジタルX線透視撮影システム保守	1	さいたま赤十字病院 用度課 さいたま市中央区上落 合8-3-33	平成21年12月1日	株式会社日立メディコ北 関東支店 さいたま市大宮区仲町 2-75	6,720,000円	契約業者が製造した既存プログラムがありシステムの共有、互換性を得るため契約の性質又は目的が競争を許さないことから随意契約とする。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	4年間総額
脳外科 手術顕微鏡システム(院内映像配信工事等含む)	1	さいたま赤十字病院 用度課 さいたま市中央区上落 合8-3-33	平成21年12月1日	株式会社ムトウ 埼玉支店 さいたま市見沼区御蔵 字高見809-21	66,139,900円	詳細の機種、仕様等適合性の部分での問題から機種選定に比重をおいたため随意契約とした。	
自動精算機及び会計待ち表示システム	1	さいたま赤十字病院 用度課 さいたま市中央区上落 合8-3-33	平成21年12月24日	日本電気株式会社 さいたま市大宮区桜木 町1-10-17	16,422,000円	器機本体・保守料金・消耗品等トータルコストの比較検討を行った結果、領収書用紙の相違により競争を許さないことから随意契約とする。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	